

貴職におかれましては、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中であって、日本の平和と安全および国際社会の安定に向けまして、日々ご尽力いただいておりますことに対しまして、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、この度、陸上幕僚監部広報室より本年12月1日から13日にかけて実施される日米共同訓練の概要が公表されました。

本市におけます日米共同訓練の開催は、昭和61年11月に実施されて以来これまで16回を数え、特に平成25年10月にはMV-22オスプレイを用いた訓練が、沖縄県以外では我が国で初めて本市において行われたところでもあります。

その後、本年2月には、三重県明野駐屯地を利用した同様の訓練が行われ、さらに本年2回目となるMV-22オスプレイを用いた訓練が12月にも行われる予定であります。

こうした防衛問題は、一義的には国の専管事項と考えておりますが、我が国を取り巻く様々な国際諸情勢の中で、我が国固有の領土を守り、そして日本の平和と安全を願う思いは、市民はもとより国民全体で共有しなければならない重要なテーマであり、また沖縄県の基地負担軽減問題も共有すべき課題であると考えておりますことから、反対するものではないと判断し、事実上の受け入れを表明し、広く市民の皆様にもご理解を求めてきたところでもあります。

しかしながら、饗庭野演習場における陸上自衛隊の訓練におきましては、平成27年7月の重機関銃跳弾事故の発生以降、昨年11月には81mm迫撃砲の着弾事故、続いて本年9月に同じ81mm迫撃砲を用いたIR照明弾のパラシュート等演習場外落下事案など、市民生活の場に直接危害を及ぼし、地域住民に大きな不安を与える、大変憂慮すべき事故が連続して発生する事態となっております。

この度の実動訓練に関しましては、これまでの様々な経緯を踏まえ、未だ地域住民の不安も完全に払拭されていない状況にありますことから、改めまして政府の責任において、市民生活に支障をきたすことのないよう、安全対策には万全の措置を講じていただきます様、次の事項につきまして特別に要請いたします。

記

1. 平成27年8月27日に本市と陸上自衛隊今津駐屯地との間で締結した「実弾射撃訓練における陸上自衛隊饗庭野演習場の使用等に関する覚書」の履行はもとより、日米共同訓練で実施するすべての訓練における安全管理に万全の措置を講じられたい。
2. 射撃および航空機訓練の実施時間は8時から20時までとし、市民生活に影響を及ぼすことがないよう配慮されたい。
3. 航空機訓練の飛行ルートについては、市街地など住宅密集地を避けるとともに、あらかじめ飛行ルートを明示されたい。
4. 万一、日米共同訓練において、不測の事故等が発生した場合には直ちに訓練を中止するとともに、速やかに連絡のうえ、日本政府の責任において対応されたい。

令和元年11月19日

滋賀県高島市長 福井 正明